◇経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一七二号）（経済産業省）

1　経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項の政令で定める経済連携協定として、日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定を定めることとした。（第一条関係）

2　法第五条の政令で定める期間として、発給申請者及び証明資料提出者から提出された発給申請書及び資料を経済産業大臣が保存すべき期間等を定めることとした。（第四条関係）

3　第一条第一一号に掲げる経済連携協定に係る法第三〇条第一項の政令で定める期間として、第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品がインド共和国に輸出された日以後インド共和国から当該物品が特定原産品であるか否かに関する情報の提供を求められた場合に経済産業大臣が回答すべき期間を定めることとした。（第六条関係）

4　この政令は、日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定の効力発生の日から施行することとした。

◇介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（政令第一七三号）（厚生労働省）

1　介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二三年法律第七二号）の一部の施行に伴い、厚生労働省組織令（平成一二年政令第二五二号）その他の関係政令について所要の規定の整理を行うこととした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇東日本大震災による有価証券報告書等の提出の義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令（政令第一七四号）（金融庁）

1　東日本大震災による金融商品取引法の規定による有価証券報告書等の提出の義務の不履行について、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の規定に基づき、免責の期限を平成二三年六月三〇日から同年九月三〇日に延長することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

法　律

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年六月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

法律第七十号

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　認定特定非営利活動法人（第四十四条―第五十七条）
第四章　税法上の特例（第五十八条―第六十二条）
第五章　特定非営利活動法人等の合併（第六十三条）
第六章　雑則（第六十四条―第六十九条）
第七章　罰則（第七十条―第七十七条）
第一節　認定（第四十四条―第四十五条）
第二節　仮認定（第四十六条・第四十六条の二）
第三節　認定特定非営利活動法人（第四十七条―第五十七条）
第四節　税法上の特例（第五十八条―第六十二条）」を「第六節　雑則（第四十四条―第四十五条）
第三章　税法上の特例（第四十六条・第四十六条の二）
第四章　罰則（第四十七条―第五十条）」に改める。

第一条中「付与すること」の下に「並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること」を加える。

第二条第二項第二号ハ中「含む」の下に「。以下同じ」を加え、同条に次の二項を加える。

3　この法律において「認定特定非営利活動法人」とは、第四十四条第一項の認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

4　この法律において「仮認定特定非営利活動法人」とは、第五十八条第一項の仮認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

第五条第一項中「収益」を「利益」に改める。

第九条第一項中「その」の下に「主たる」を、「知事」の下に「（その事務所が一の指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあっては、当該指定都市の長）」を加え、同条第二項を削る。

第十条第一項中「内閣府令（前条第二項の特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に係る場合にあっては、都道府県の条例。第二十六条第三項、第四十四条第二項、第四十四条の二及び第四十四条の三を除き、以下同じ。）」を「都道府県又は指定都市の条例」に改め、同項第二号イ中「いう」の下に「。以下同じ」を加え、同号ハ中「内閣府令」を「都道府県又は指定都市の条例」に改め、同項第八号中「収支予算書」を「活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。以下同じ。）」に改め、同条に次の一項を加える。